



# 令和6年4月から新宮町の 子ども医療制度が 変わります

	令和6年3月31日まで		令和6年4月1日から	
医療証の色	ラベンダー色		ピンク色	
区分	入院	通院	入院	通院
小学校就学前	0円	0円	0円	0円
小学生	500円/日 (月7日限度)	1,200円/月 (上限)	0円	500円/月 (上限)
中学生	500円/日 (月7日限度)	1,600円/月 (上限)	0円	500円/月 (上限)
高校生世代	制度なし	制度なし	0円	500円/月 (上限)

※ 高校生世代は、18歳に達する日以後の最初の3月31日まで(高校生でない人も対象)をいいます。

- \* 現在、新宮町子ども医療証の交付を受けているお子さんについては、手続き不要です。
- \* 本人負担の限度額については、いずれも医療機関(薬局は除く)ごとにかかる費用です。
- \* 入院時の食事代・入院室料等の本人負担及び医療保険の適用を受けない費用については、これまで通り本人負担になります。
- \* 生活保護の受給者は、対象となりません。
- \* 医療費支給制度は、お住まいの市町村によって内容が異なりますのでご注意ください。

令和6年4月1日以降に病院等を受診される場合には、必ず新しい医療証を使用してください。

お問い合わせ

新宮町役場 住民課 保険係 ☎963-1733